

# 令和6年度 産業廃棄物処理委託料金表

種類及び名称		具体例及び備考	処理単価 (円/kg)
汚泥	有機性	下水道汚泥、食品汚泥、油混入汚泥等 ※油分5%未満のものに限る。	60
	無機性	杭打ち汚泥、セメントミルク汚泥、道路側溝清掃汚泥等	30
廃油	常温で固形状のもの	アスファルトルーフィング等	100
	廃油	エンジンオイル、潤滑油、作動油等 ※引火点70℃以上のものに限る。	75
	引火性廃油	引火点70℃未満の廃油。 灯油・軽油・廃塗料・合成樹脂塗料用シンナー等。※一部受入不可の場合もございます。	別途協議
廃酸、廃アルカリ		現像液、定着液、不凍液等。 ※PH 2超～PH 12.5未満のものに限る。	75
廃プラスチック類	有機物付着	動植物性残さ等が付着したもの ※一般廃棄物が付着していないものに限る。	70
	塩素系プラスチック	塩ビ管・農業用ビニール等 ※搬入時の大きさ制限はありません。	75
	発泡スチロール	※一般廃棄物が付着していないものに限る。	200
	上記以外のもの	ビニール、廃フレコン、FRP、建築紙、コルゲート管、スタイロホーム、コーキング、廃プラ主体の複合物、廃タイヤ(ホイール無し)等	55
紙くず		建設業、パルプ製造業等から排出されるもの(業種限定有り) ※事務所から発生する事務書類は除く。	55
木くず	伐木	建設工事から発生するもの以外は別途協議	20
	抜根	建設工事から発生するもの以外は別途協議	30
	製材(混入物等なし)	測量材、新材、解体材等(業種限定有り) ※廃パレットについては、業種限定がありません。	15
	製材(混入物等あり)	他の廃棄物が混入しており、前処理が必要なもの ※木くず以外の廃棄物の混入割合が概ね5%以下に限る。	30
	焼却処理するもの	防腐剤付のもの、腐敗材、枕木、木杭(新材を除く)、はしご胴木等	70
繊維くず		建設工事から発生した天然繊維のたたみ等(業種限定有り)	55
動植物性残さ		食料品製造業・医薬品製造業等から排出されるものに限る。(業種限定有り)	75
動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場から排出されるものに限る。	300
金属くず		鉄くず、非鉄金属等	6
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず、陶磁器くず、吸音板、スレート、その他窯業系サイディング等 ※石綿含有産業廃棄物を除く。	55
鋳さい		鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす等 ※廃棄物の性状・性質に応じて、分析表の提出をお願いすることがございます。	60
グラスウール、ロックウール		※フレコン等の袋に入れて搬入してください。	130
がれき類	コンクリートがら(有筋・無筋)	※再生可能なものに限る。	5
	その他がれき類	アスファルトがら、レンガくず、コンクリートブロック、素焼土管等	55
動物のふん尿		畜産農業に係るものに限る。	300
動物の死体		畜産農業に係るものに限る。	300
混合廃棄物	電子機械類	家電リサイクル品を除く電子機械類 ※本体にバッテリーを含むものを除く。	180
	油付着の廃棄物	廃ウエス、オイルマット、エレメント、オイル空缶、その他油付着物	90
	埋立処分するもの	がれき類、ガラス類、陶磁器類、金属くず、廃プラ、等の混合物 廃サンドプラスト(廃プラ、鋳さい、金属の混合物)	55
	上記以外のもの	建設混合廃棄物、塗料缶、廃タイヤ(ホイール付き)、ゴムキャタ、事務机等	70
燃え殻、ばいじん		DXN含有3ng/g以下 ※分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。	別途協議
廃石膏ボード		※石綿含有産業廃棄物を除く。	別途協議
石綿含有産業廃棄物		※石綿含有の可能性のある主な廃棄物: 石膏ボード・スレート・Pタイル	別途協議
処分するために処理したもの(13号)		分析機関による分析表の提出が可能なものに限る。	別途協議

■処理方法は、廃棄物の性状・性質等により異なります。埋立処分の場合は、北海道循環資源利用促進税が1,000円/t掛かります。

■リサイクル製品(木材チップ・コンクリート碎石)の販売については別途ご相談ください。

■収集運搬車両(特殊車両を含む)及びごみカゴも揃えておりますので、お気軽にご相談ください。



## 空知興産(株) 雨竜産業廃棄物処理施設

住所: 雨竜郡雨竜町字恵岱別207番地299 電話: 0125-78-3222 FAX: 0125-78-3888